

現場代理人の他の工事との兼任について

建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第366号）の施行に伴い、現場代理人の他の工事と兼任できる契約金額について、以下のとおり取扱いを変更することといたします。

他の工事と兼任について

1 兼任することができる場合

- (1) 杉並区発注の工事であること
- (2) 契約金額（単価契約の場合は発注見込額）が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）未満であること
- (3) 履行場所が杉並区内であること
- (4) 現場代理人は常に携帯電話等で連絡がとれること
- (5) 杉並区以外が発注する工事と兼任しないこと

※ただし、工事の安全管理上、条件を追加する場合、又は兼任を認めない場合がある。

2 兼任できる件数

兼任する工事の件数は、現在履行中のものを含め3件までとする。

3 手続きについて

- (1) 現場代理人の兼任を認める工事は、予め発注公告及び仕様書等に兼任を認める条件が明記されたものに限る。記載のない工事の兼任は認めない。
- (2) 他の工事と兼任する場合は、契約後（着手時）、工事主管課に現場代理人兼任届の提出を要する。
なお、区は現場代理人兼任届の内容と現場での施工とに相違がないよう、兼任する他の工事の工期や金額の変更状況等を踏まえ適時確認を行う。
- (3) 現場代理人兼任届に兼任する工事件名を記載しない、又は実際とは異なる工事件名を記載している等、虚偽の記載があった場合は、履行に際して著しく適正を欠く行為として必要な措置を行うことがある。

4 施行日

- (1) 令和7年2月1日から施行する。
- (2) 改正前の「杉並区現場代理人の他工事との兼任を一部認める措置実施基準」第2条第2号に基づき契約を締結した案件については、改正後の同号の規定に基づき契約を締結したものとみなす。

－問い合わせ先－

杉並区総務部経理課契約係

電話 03-5307-0612